

2020年法令14020号

2020年7月6日付法令14020号は雇用・所得維持の緊急プログラム及びその他の労働法上の措置について規定している。大統領暫定令第936号の法令への転換で、議会での審議で、同暫定令の法文に修正が加えられた。

雇用・所得維持の緊急プログラムの措置期間延長が可能。

大統領暫定令の法文に比べ、本法令の新しい点は、行政行為を通じ、就労時間・給与に応じた短縮・減給、または雇用契約の一時停止についての合意期間の延長が可能になったことである。

したがって、法令によると90日の就労時間・給与の短縮・減給期間、60日の雇用契約の一時停止期間は、延長することができる。この規定はそれら措置に共通の期間にも適用される。つまり、もともとの90日という期間（一時停止の場合は60日を遵守）は、行政行為によって期間拡大を図ることができるのである。

就業時間短縮・減給	
労使合意	
25%の減給	全従業員（備考：定年退職者について、特別法を遵守すること）
50%及び70%の減給	●総収入480万レアルを超える企業：給与額2,090,00レアルまでの従業員及び給与額12,202,12レアル以上の高額給与所得者との労使合意 ●他の企業：給与額3,135,00レアルまでの従業員及び高額給与所得者との労使合意
50%及び70%の減給について、他の前提条件	従業員が以前受け取っていた月額減給がない場合のみ。この月額計算には、減額された給与＋緊急プログラムによる援助＋企業の月額補償額が入る。
定年退職者	上記要件の他、企業は緊急プログラムによる援助費を負担
労働協約または労働協定	
減給額に関わらず、全ての従業員	
減給25%、50%及び70%別に、緊急プログラムによる援助額(BEm)は以下のように分けられる。 ●減給25%未満、BEmはゼロ ●減給25%以上減給50%未満、BEmは失業保険の25% ●減給50%以上減給70%未満、BEmは失業保険の50% ●減給70%以上、BEmは失業保険の70%	

雇用契約の一時停止	
労使合意	
<ul style="list-style-type: none"> ●総収入 480 万リアルを超える企業(2019 年): 給与額 2.090,00 レアルまでの従業員及び高額給与所得者との労使合意 ●他の企業: 給与額 3.135,00 レアルまでの従業員及び高額給与所得者 	
雇用契約の一時停止に対する他の前提条件	従業員が以前受け取っていた月額減給がない場合のみ。この月額計算には、緊急プログラムによる援助額(BEm) + 企業の月額補償額が入る。
定年退職者	<ul style="list-style-type: none"> ●上記要件の他、企業は緊急プログラムによる援助費を負担 ●総収入 480 万リアルを超える企業(2019 年): 補償額は給与の 30% + 緊急プログラムによる援助額(BEm)の最低額
労働協約または労働協定	
全ての従業員	